

役員国内出張旅費規程

第1条（総則）

本規程は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下「本連盟」とする）定款第3章・第4章に規定する役員及び委員会に関する規程に規定する理事・委員長を対象とする。

2. 前項に該当する者と、本連盟との契約等を締結した外部の方（以下、総称して「受給資格者」という）が本連盟の業務のために理事長承認の上で出張する場合には、この規程に基づき請求に応じて旅費を支給するものとする。

第2条（出張の定義）

出張とは、本連盟の業務のため理事長命により、居住域以外の市区町村に旅行することをいう。

出張は、出張先により次の通り区分する。

- (1) 遠距離出張 鉄道100キロメートル以上の地に出張する場合
- (2) 近距離出張 鉄道100キロメートル未満の地に出張する場合
- (3) 総会、臨時総会、理事長が必要とする会議等での出張する場合

第3条（実費支給・定額支給の旅費）

旅費は、次の通り実費にて支給するものとする。

実費支給の旅費

- ① 交通費
- ② 旅行雑費

2. 前項にかかわらず、招待等出張先機関により、交通費、宿泊料の支払の支給があった場合は、該当する旅費を支給しないものとする。

第4条（交通費）

交通費とは、鉄道、航空、船舶、バス等の運賃の普通運賃をいう。

2. 身体障害者手帳保有者は、身体障害者割引制度をはじめ各種割引制度を利用した割引後の運賃を原則とする。
3. 身体障害者手帳を保有していない者は、往復割引運賃をはじめ各種割引制度を優先に利用する。
4. 出張に利用する交通手段及び経路は、合法的な方法によるものとする。
5. 特急及び新幹線を優先に利用し、指定席を基準とする。
6. やむを得ない事情により寝台列車を利用する場合、事前に理事長に旅程を提出し、許

可を受けたときは、寝台料金を支給することができる。

7. 業務上緊急を要するため、もしくは片道 650 キロメートルをこえる出張及び離島への出張の場合、理事長の許可を受けたときは航空機の利用ができる。なお、航空運賃はエコノミークラスを基準とする。
8. 交通費は、居住地最寄り駅を起終点として計算する。
9. 業務上必要と理事長の許可を受けたときは、タクシーを利用できる。ただし、個人事情による利用や精算時領収書添付が無い場合は、支払わない。
10. 第2条（3）の場合は、片道 100 km 以上の中距離に限り支給する。

第5条（日当）

日当の金額は別表1のとおりに支給する。

第6条（宿泊料）

原則として宿泊料金は一泊二食付き税込 13,200 円（税抜 12,000 円）を限度として実費を支給する。

2. 近距離出張は支給しない。なお、やむを得ない事情の場合は、理事長の承認の上、支給する。

第7条（旅費の支給）

旅費は、帰宅後 10 日以内に請求し、確認をもって確定額を出張者に支給する。

2. 受け取れる領収書もしくは、明細書・利用証明書などの提出が無いものは支給しない。

第8条（出張報告書の作成）

出張者は、帰宅後 7 日以内に出張報告書を理事長に提出しなければならない。

第9条（車での出張）

原則として認めない。なお、荷物運搬や、自家用車を利用する事が最も経済的もしくは効率的である場合、マイカー規程に従って支給する。

第10条（旅費の調整）

特例として、理事会の決議にもとづき旅費を増減することができる。

第11条（その他）

本規程に定めのない事項については、理事会で協議のうえ理事長が定める。

第12条

本規程は、総会または理事会で変更することができる。

付 則

この規程は令和6年4月1日以後の出張から適用する。

平成28年4月1日 施行

令和6年5月18日 改正

別表1

遠距離出張※1			近距離出張※1			総会等での出張※1		
交通費	鉄道	実費	交通費	鉄道	実費	交通費	鉄道	実費
	バス	実費		バス	実費		バス	実費
	汽船	1等		汽船	1等		汽船	無し
	航空機	エコノミー		航空機	エコノミー		航空機	無し
日当	日帰り	1,000円		日帰り	1,000円		日帰り	無し
	宿泊	3,000円		宿泊	無し		宿泊	無し
宿泊料	宿泊	税込13,200円以内/1泊2食 ※2				宿泊料	宿泊	無し

※1 原則として第4条に従うこと。

※2 原則として第6条に従うこと。